

第25号議案

品川区立高齢者多世代交流支援施設条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

これまで、品川区内に住所を有する60歳以上の高齢者に対し、健康の維持および増進ならびに生きがいを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進するため、高齢者多世代交流支援施設を設置してきた。

今回、新たに、高齢者の介護予防および生きがいをづくりならびに在宅子育て世帯の支援を推進するため、旧平塚シルバーセンター跡地に品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設（呼称：平塚ゆうゆうプラザ）を設置する。

2. 改正の内容

(1) 施設名称

品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設

(2) 施設の所在地

品川区平塚二丁目10番20号

(3) 施設構成

1階 レクリエーション室2室、コミュニティ室

2階 ふれあい交流室

(4) 新旧対照表

別紙のとおり

(5) 施行期日

平成31年3月1日

(6) その他

平成31年1月末工事竣工予定

3月開設予定（2月 開設準備）

新旧対照表

○品川区立高齢者多世代交流支援施設条例

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 区内に住所を有する60歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）の健康の維持および増進ならびに生きがいを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図るため、品川区立高齢者多世代交流支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。</p> <p>(名称等)</p> <p>第2条 支援施設の名称、所在地および施設は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 支援施設の設備（以下「設備」という。）については、規則で定める。</p> <p>(休館日等)</p> <p>第3条 支援施設の休館日および開館時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(2) 開館時間 午前9時から午後9時30分まで（日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあっては、午前9時から午後5時まで）</p> <p>2 施設の使用時間は、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休館日、開館時間および施設の使用時間を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>4 第1項および第2項の規定にかかわらず、指定管理者（第13条に規定する指定管理者をいう。）は、必要があると認めるときは、区長の承認を得て、休館日、開館時間および施設の使用時間を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第4条 支援施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、この条例またはこの条例に基づく規則その他区長の指示を守らなければならない。</p> <p>(支援施設の変更制限)</p> <p>第5条 使用者は、支援施設の使用に際して、これに特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 区内に住所を有する60歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）の健康の維持および増進ならびに生きがいを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図るため、品川区立高齢者多世代交流支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。</p> <p>(名称等)</p> <p>第2条 支援施設の名称、所在地および施設は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 支援施設の設備（以下「設備」という。）については、規則で定める。</p> <p>(休館日等)</p> <p>第3条 支援施設の休館日および開館時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(2) 開館時間 午前9時から午後9時30分まで（日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあっては、午前9時から午後5時まで）</p> <p>2 <u>支援施設の施設（以下「貸出施設」という。）</u>の使用時間は、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休館日、開館時間および貸出施設の使用時間を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>4 第1項および第2項の規定にかかわらず、指定管理者（第13条に規定する指定管理者をいう。）は、必要があると認めるときは、区長の承認を得て、休館日、開館時間および貸出施設の使用時間を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第4条 支援施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、この条例またはこの条例に基づく規則その他区長の指示を守らなければならない。</p> <p>(支援施設の変更制限)</p> <p>第5条 使用者は、支援施設の使用に際して、これに特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。</p>

<p>(使用の制限)</p>	<p>(使用の制限)</p>
<p>第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援施設の使用を禁止し、または停止することができる。</p> <p>(1) 使用の目的に違反したとき。</p> <p>(2) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたととき。</p> <p>(原状回復の義務)</p>	<p>第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援施設の使用を禁止し、または停止することができる。</p> <p>(1) 使用の目的に違反したとき。</p> <p>(2) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたととき。</p> <p>(原状回復の義務)</p>
<p>第7条 使用者は、支援施設の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。前条の規定により支援施設の使用を禁止され、または停止されたときも同様とする。</p> <p>(損害賠償)</p>	<p>第7条 使用者は、支援施設の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。前条の規定により支援施設の使用を禁止され、または停止されたときも同様とする。</p> <p>(損害賠償)</p>
<p>第8条 使用者は、支援施設の使用に際し、支援施設に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたとときは、これを減額し、または免除することができる。</p> <p>(貸出施設使用者)</p>	<p>第8条 使用者は、支援施設の使用に際し、支援施設に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたとときは、これを減額し、または免除することができる。</p> <p>(貸出施設使用者)</p>
<p>第9条 <u>次の各号に掲げる施設（以下「貸出施設」という。）</u>を使用することができる者は、<u>貸出施設</u>の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) レクリエーション室、コミュニティ室、スタジオ 高齢者で構成される団体または高齢者との交流事業を行うことを目的として高齢者その他区民で構成される団体</p> <p>(2) 浴室、健康増進室 高齢者</p> <p>(使用手続)</p>	<p>第9条 <u>貸出施設</u>を使用することができる者は、<u>次の各号に掲げる施設</u>の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) レクリエーション室、コミュニティ室、スタジオ 高齢者で構成される団体または高齢者との交流事業を行うことを目的として高齢者その他区民で構成される団体</p> <p>(2) 浴室、健康増進室 高齢者</p> <p>(使用手続)</p>
<p>第10条 貸出施設および設備を使用しようとする者は、規則に定めるところにより区長に届け出なければならない。</p> <p>(目的外使用)</p>	<p>第10条 貸出施設および設備を使用しようとする者は、規則に定めるところにより区長に届け出なければならない。</p> <p>(目的外使用)</p>
<p>第11条 区長は、支援施設の運営に支障がないと認めたとときは、貸出施設のうち別表第2に掲げる施設（以下「目的外使用施設」という。）および設備（以下「目的外使用施設等」という。）について、第1条の目的以外の使用（以下「目的外使用」という。）をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により、目的外使用をしようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外使用施設等の使用を承認しない。</p>	<p>第11条 区長は、支援施設の運営に支障がないと認めたとときは、貸出施設のうち別表第2に掲げる施設（以下「目的外使用施設」という。）および設備（以下「目的外使用施設等」という。）について、第1条の目的以外の使用（以下「目的外使用」という。）をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により、目的外使用をしようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外使用施設等の使用を承認しない。</p>

<p>(1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 営利を目的とする行為があると認めるとき。</p> <p>(4) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>4 区長は、目的外使用施設等の使用を承認するに際して、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>5 第2項の規定により目的外使用施設等の使用の承認を受けた者（以下「目的外使用施設等使用者」という。）は、使用の承認を受けた目的外使用施設等を転貸し、またはその使用の権利を譲渡してはならない。</p> <p>6 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外使用施設等の使用の承認を取消し、もしくは停止し、または条件の変更をすることができる。</p> <p>(1) 使用の目的または条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(使用料)</p>	<p>(1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 営利を目的とする行為があると認めるとき。</p> <p>(4) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>4 区長は、目的外使用施設等の使用を承認するに際して、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>5 第2項の規定により目的外使用施設等の使用の承認を受けた者（以下「目的外使用施設等使用者」という。）は、使用の承認を受けた目的外使用施設等を転貸し、またはその使用の権利を譲渡してはならない。</p> <p>6 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外使用施設等の使用の承認を取消し、もしくは停止し、または条件の変更をすることができる。</p> <p>(1) 使用の目的または条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(使用料)</p>
<p>第12条 目的外使用施設等使用者は、別表第2に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 区長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。</p> <p>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。</p> <p>(支援施設の管理)</p>	<p>第12条 目的外使用施設等使用者は、別表第2に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 区長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。</p> <p>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。</p> <p>(支援施設の管理)</p>
<p>第13条 支援施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>	<p>第13条 支援施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>
<p>第14条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、支援施設の管理を行わせるに当たり、最も適していると認められた団体を候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 使用者の平等な使用およびサービスの向上を図るものであること。</p> <p>(2) 支援施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p>	<p>第14条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、支援施設の管理を行わせるに当たり、最も適していると認められた団体を候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 使用者の平等な使用およびサービスの向上を図るものであること。</p> <p>(2) 支援施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p>

- (3) 支援施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。
- 3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。

(指定管理者の行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 支援施設の運営に関すること。
- (2) 第1条の目的を達成するために必要な事業の企画、運営等に関すること。
- (3) 支援施設の維持および修繕に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務

(指定管理者による個人情報の取扱い)

第16条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成28年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第13条から第16条までの規定 公布の日
- (2) 次項の規定 平成28年4月1日

2 支援施設の使用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 (第2条、第3条関係)

名称	所在地	施設	使用時間
品川区立大崎高齢者多世代交流支援施設	東京都品川区大崎二丁目7番13号	レクリエーション室、コミュニケーション室、スタ	午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日および休日にあつては、

- (3) 支援施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。

3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。

(指定管理者の行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 支援施設の運営に関すること。
- (2) 第1条の目的を達成するために必要な事業の企画、運営等に関すること。
- (3) 支援施設の維持および修繕に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務

(指定管理者による個人情報の取扱い)

第16条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成28年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第13条から第16条までの規定 公布の日
- (2) 次項の規定 平成28年4月1日

2 支援施設の使用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 (第2条、第3条関係)

名称	所在地	施設	使用時間
品川区立大崎高齢者多世代交流支援施設	東京都品川区大崎二丁目7番13号	レクリエーション室、コミュニケーション室、スタ	午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日および休日にあつては、

		ジオ	午前9時から午後4時30分までとする。
		浴室	水曜日および金曜日の正午から午後4時まで
		健康増進室	月曜日から土曜日までの日の午前9時から午後5時まで
品川区立平塚橋高齢者多世代交流支援施設	東京都品川区西中延一丁目2番8号	レクリエーション室、コミュニティ室、スタジオ	午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日および休日にあつては、午前9時から午後4時30分までとする。
		浴室	火曜日および金曜日の正午から午後4時まで
		健康増進室	月曜日から土曜日までの日の午前9時から午後5時まで
<u>品川区立平塚橋高齢者多世代交流支援施設</u>	<u>東京都品川区平塚二丁目10番20号</u>	<u>レクリエーション室、コミュニティ室</u>	<u>午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日および休日にあつては、午前9時から午後4時30分までとする。</u>
		<u>ふれあい交流室</u>	<u>月曜日から土曜日までの日（休日を除く。）の午前9時から午後6時まで</u>

		ジオ	午前9時から午後4時30分までとする。
		浴室	水曜日および金曜日の正午から午後4時まで
		健康増進室	月曜日から土曜日までの日の午前9時から午後5時まで
品川区立平塚橋高齢者多世代交流支援施設	東京都品川区西中延一丁目2番8号	レクリエーション室、コミュニティ室、スタジオ	午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日および休日にあつては、午前9時から午後4時30分までとする。
		浴室	火曜日および金曜日の正午から午後4時まで
		健康増進室	月曜日から土曜日までの日の午前9時から午後5時まで

別表第2（第11条、第12条関係）

(1) 目的外使用施設

目的外使用施設	時間	午前（9時～12時）	午後（1時～4時30分）	夜間（5時30分～9時30分）
レクリエーション室	区民	1,900円	2,700円	3,700円
	区民以外	2,200円	3,300円	4,500円
コミュニティ室	区民	1,200円	1,700円	2,400円
	区民以外	1,400円	2,100円	2,800円

別表第2（第11条、第12条関係）

(1) 目的外使用施設

目的外使用施設	時間	午前（9時～12時）	午後（1時～4時30分）	夜間（5時30分～9時30分）
レクリエーション室	区民	1,900円	2,700円	3,700円
	区民以外	2,200円	3,300円	4,500円
コミュニティ室	区民	1,200円	1,700円	2,400円
	区民以外	1,400円	2,100円	2,800円

スタジオ	区民	600円	900円	1,200円
	区民以外	700円	1,100円	1,500円

備考

- 1 「区民」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有する団体もしくは区内に住所を有する者を主たる構成員とする団体をいう。
 - 2 日曜日および休日にあつては、午前および午後の使用に限る。
- (2) 目的外使用施設の設備 1件 1回 2,400円

スタジオ	区民	600円	900円	1,200円
	区民以外	700円	1,100円	1,500円

備考

- 1 「区民」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有する団体もしくは区内に住所を有する者を主たる構成員とする団体をいう。
 - 2 日曜日および休日にあつては、午前および午後の使用に限る。
- (2) 目的外使用施設の設備 1件 1回 2,400円

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年2月15日から施行する。
- 2 品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設の使用について必要な手続きは、この条例の施行の日前においても行うことができる。

建築概要

所在地：東京都品川区平塚二丁目10-20
 用途地域：準工業地域(特別工業地区)
 高度地区：第二種高度地区
 日影規制：4-2.5時間(測定面4m)
 防火地域：準防火地域(新防火指定)
 建物用途：1階 高齢者福祉施設
 2階 保育施設
 建築規模：鉄骨造 地上2階建て
 敷地面積：477.05㎡
 建築面積：252.74㎡ 建ぺい率：52.98%【≤60%(法制限)】
 延床面積：519.79㎡ 容積率：108.96%【≤200%(法制限)】
 区分面積：高齢者福祉施設252.04㎡
 保育施設267.75㎡
 建物高さ：9.953m

施設概要

高齢者を主とした子育て世代等、多世代の区民の身近な地域の憩いの場・交流の場
 ①高齢者福祉施設(1階)
 ・介護予防事業の提供
 ・高齢者団体、町会・自治会、一般区民等への貸し出し
 ②保育施設(2階)
 ・生後4ヶ月から就学前の保育園に通っていない児童を対象とした時間単位の一時預かり保育を行う施設
 ・保護者の方と就学前のお子さんが気軽に立ち寄り、自由に遊ぶことのできる環境の提供

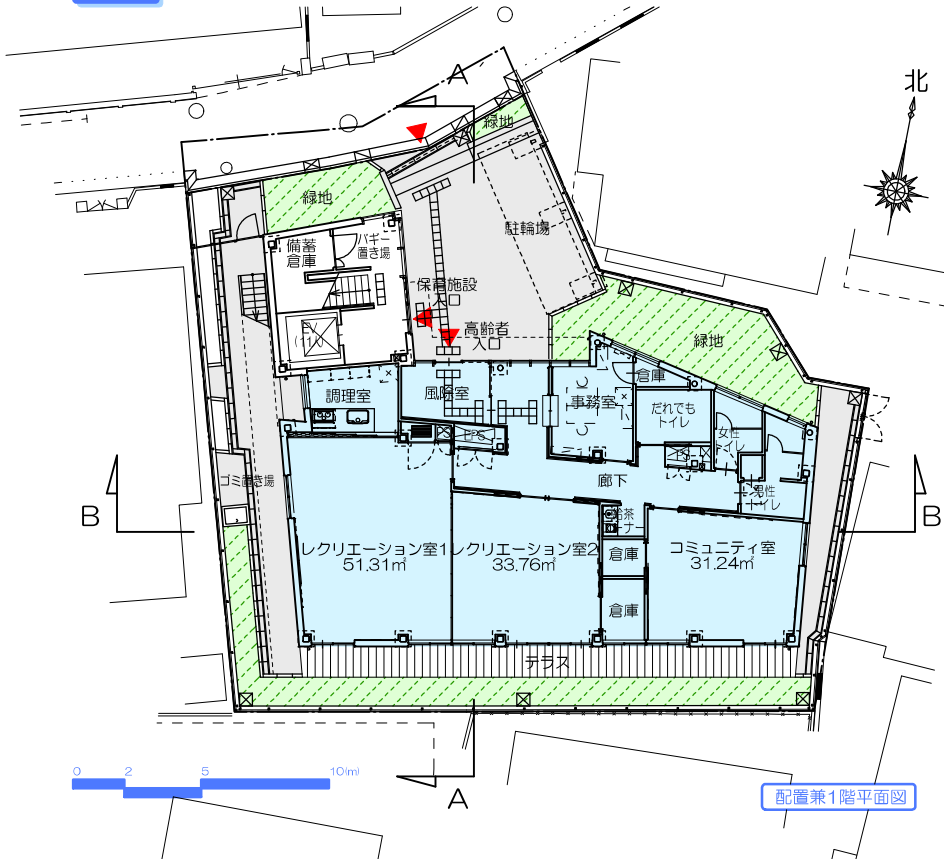
工事表

	29年度				30年度															
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
新築工事																				
外構工事																				

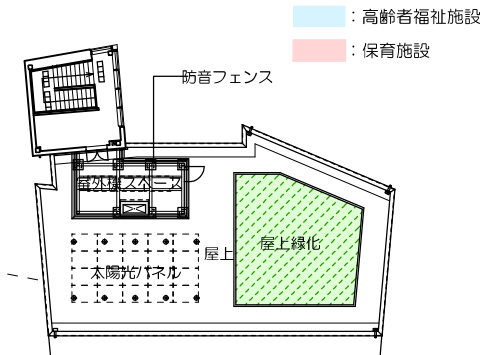
省エネ対策

太陽光パネル6KW程度を屋上に設置し、1階事務室内に蓄電池5KWh程度を設置します。
 日中、太陽光パネルの電力で蓄電池を充電します。また、建物の電気にも、使用します。
 停電時は、蓄電池で150Wの電気機器(ラジオ、携帯電話充電、電話機、パソコン(ノート))が30時間程度使用できます。

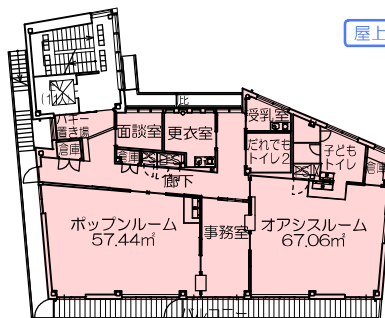
平面計画



配置兼1階平面図

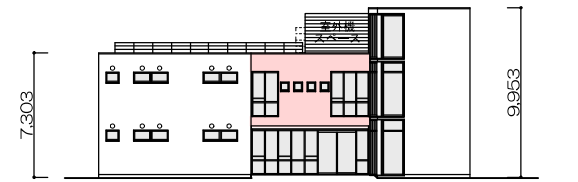


屋上平面図

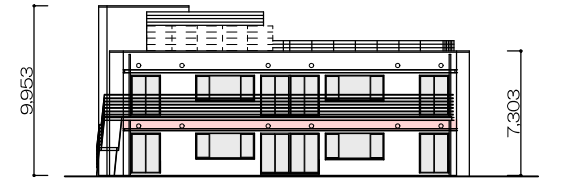


ふれあい交流室

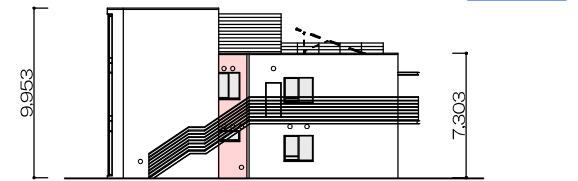
2階平面図



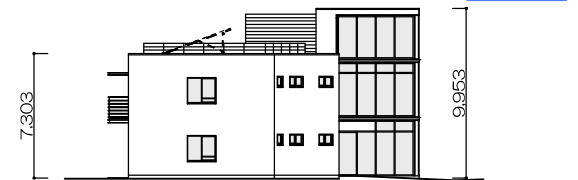
北側立面図



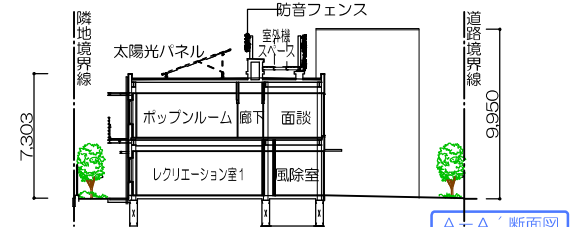
南側立面図



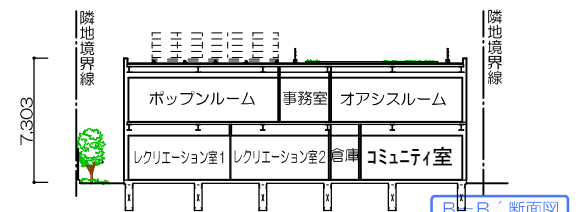
西側立面図



東側立面図



A-A'断面図



B-B'断面図